

# ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ マンスリー 公益社団法人愛知労働基準協会

2024

# 12

vol.591



愛知労働基準協会は、愛知労働局が提唱する「安全経営あいち®」の理念に賛同しています。



## CONTENTS

- 1-2 ・ 令和6年度 職場の年末安全衛生推進運動
- 3 ・ 愛知県特定最低賃金（2業種）改正～令和6年12月16日発効～  
・ 災害発生状況
- 4 ・ 11月「過労死等防止啓発月間」における愛知労働局長名の要請書について  
・ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう
- 5 ・ 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
- 6 ・ 連載 第1回（全6回） 労働者死傷病報告書等の電子申請の義務化について  
鈴木 基義 氏（愛知労働局 労働基準部 安全課長）
- 7 ・ 連載 第5回（全6回） 男性の育児休業とその取り組みについて  
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏
- 8 ・ 役員寄稿  
・ 中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内
- 9 ・ 治療と仕事の両立支援シンポジウムあいちを名古屋国際会議場で開催  
・ 自律的な化学物質管理の進め方について（第2回基礎編）～化学物質管理者の職務について理解しよう！～を名古屋国際会議場で開催
- 10 ・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡崎市ビックセンターで開催  
・ 新春懇談会開催のご案内
- 11 ・ 第68回理事会 開催報告  
・ 産業保健フォーラムinあいち2024 開催報告  
・ 産業保健ラウンドテーブル 開催報告
- 12-13 ・ 「第83回 全国産業安全衛生大会 2024 in 広島」が開催されました  
・ 令和6年度緑十字賞 受賞者紹介  
・ 第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会は大阪で開催します
- 14 ・ 第84回全国産業安全衛生大会in大阪・近畿 開催案内
- 15 ・ 技能講習等講習会予定表

愛知労働局管内の新型コロナウイルス感染症を除く労働災害による死傷者数は令和5年は、7,817人（前年比3.0%増）でした。本年においても、9月末日時点で5,209人（前年同月比5.5%増）と引き続き増加傾向となっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しています。

年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和6年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

明るい  
新年

みんな  
で迎える

無  
災  
害



## 職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさに向きあう  
その先の新年へ



運動期間：2024年12月1日～31日



## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

# 愛知県特定最低賃金(2業種)改正 ~令和6年12月16日発効~

愛知労働局

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から2業種の特定最低賃金額が改正されます。

(参考:すべての労働者に適用される愛知県最低賃金は、10月1日より時間額1,077円に改正されています。)

発効日 令和6年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額 (時間額)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1,111円
輸送用機械器具製造業	1,081円

愛知県の最低賃金の詳細は、愛知労働局ホームページ「愛知県の最低賃金」※二次元コードからご確認いただけます。

なお、お問い合わせは、事業所を管轄する各労働基準監督署へお願いします。



愛知労働局  
「愛知県の最低賃金」  
はこちらから

## 愛知県の最低賃金

地域別最低賃金(愛知県最低賃金)  
パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます

令和6年  
10月1日から  
時間額 **1,077**円 前年比 50円UP

特定最低賃金  
下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業 (表面処理頭材を除く)
- 輸送用機械器具製造業  
運送用ショベルトラック製造業を含む、  
船舶製造・修理工業、船用機関製造業及び  
自転車・両部分品製造業を除く。

令和6年12月16日から  
時間額 **1,111**円 前年比 52円UP

令和6年12月16日から  
時間額 **1,081**円 前年比 53円UP

業務改善助成金  
賃金上げを支援します!  
○ 業務改善助成金制度のご相談(無料)  
愛知県労務政策推進センター(令和6年度)  
電話 0120-066-802  
○ 業務改善助成金の申請・支給の窓口  
愛知労働基準監督署・労務部 企画課(助成金担当)  
電話 052-957-8010

業務改善助成金  
コールセンター  
0120-366-440  
(受付時間 平日8:30~17:15)

厚生労働省 愛知労働局 労働基準監督署 ハローワーク 愛知県

## 災害発生状況

愛知労働局

### 愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和6年11月8日現在)

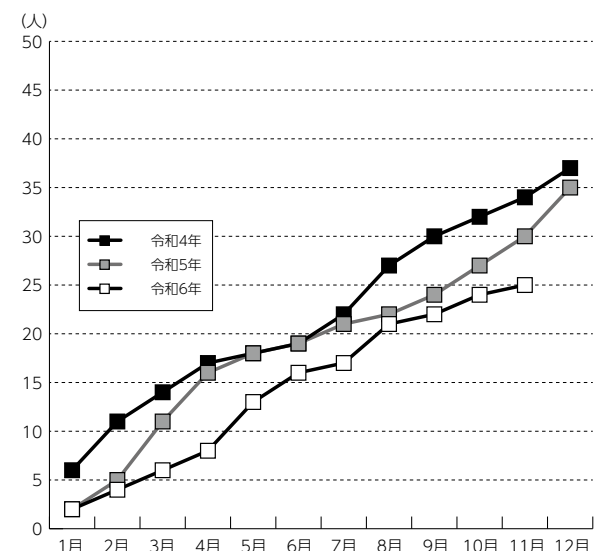
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R6.10.15. 10:25	激突 乗用車、バス、バイク	被災者は、敷地内に中古車を並べて保管するため、運転及び所定位置に停車する作業を行っていたが、途中で降車し、助手席ドア付近で別作業を行っていたところ、同僚労働者の運転する車両に衝突されて死亡したものの。		
	事業場規模 9名以下	業種 港湾運送業	70代 はい作業者	経験 54年
R6.11.7. 10:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	道路工事の準備作業を行っていた作業員が車にはねられたもの。その後、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。		
	事業場規模 9名以下	業種 その他の建設業	40代 作業員	経験 一年

### 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和6年11月8日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ ( ) 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値		令和5年同時期(速報値)		令和5年確定値	
		発生数	(交通事故)	発生数	(交通事故)	発生数	(交通事故)
製造業		5	(1)	7		8	
食品製造業							
化学工業				3		3	
鉄鋼・非鉄金属							
金属製品		1					
一般・電気・輸送用		2	(1)				
その他		2		4		5	
建設業		7	(2)	3	(1)	6	(1)
土木工事業							
建築工事業		4		3	(1)	6	(1)
その他		3	(2)				
陸上貨物運送事業		2		7	(1)	10	(3)
商業		7	(6)	3	(1)	4	(2)
卸売業				2		2	
小売業		6	(5)	1	(1)	2	(2)
その他		1	(1)				
清掃・と畜業		1		4		4	
上記以外の事業		3	(1)	2	(1)	3	(1)
合計		25	(10)	26	(4)	35	(7)

### 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 11月「過労死等防止啓発月間」における愛知労働局長名の要請書について

11月「過労死等防止啓発月間」中の11月7日、当協会は、愛知労働局労働基準部監督課長 下田 隆貴 氏の訪問を受け、同局長名による当協会会長 山崎 聡志 氏あての文書「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」の交付を当協会 和久井専務理事が受けました。

厚生労働省ではこの取組を推進するため、昨年に引き続き、同月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行いました。

要請書では、①働き方の見直しに向けた取組を進めるため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却と年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成、②本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設事業・自動車運転の業務について、建設工事の発注者による週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定の考慮、荷主として長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等、③下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせない取引上必要な配慮、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう取引事業者全体のパートナーシップによる原材料費等の上昇分の適正な転嫁、④中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応、時間外労働に対する割増賃金の適正な支払について、傘下の団体・企業に対する周知啓発の協力を要請されました。



和久井専務理事（左）と下田監督課長（右）

### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

併せて、同日付け依頼書「令和6年度『しわ寄せ』防止キャンペーン月間の実施について」により、左記のバナー広報などを活用する等、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会による11月「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」の傘下の企業等に対する集中的な周知・啓発の協力を依頼されました。

## 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

愛知労働局

### ◆事業主の皆様へ

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

【年次有給休暇取得促進特設サイト】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



【働き方・休み方改善ポータルサイト】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



詳しくは、愛知働き方改革推進支援センター（電話0120-006-802）、または、愛知労働局雇用環境・均等部 指導課（電話052-857-0312）にお問い合わせください。

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、厚生労働省主催「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。是非、ご覧ください。



## ■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(厚生労働省主催)

### 【開催概要】

- ・開催日：令和6年12月10日(火) 13:30~15:15 (13:00オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料

内 容	
<b>基調講演</b> (13:35~14:15)	「カスタマーハラスメント対策の現状について」 講師：原 昌登 教授 (成蹊大学法学部)
<b>パネルディスカッション</b> (14:20~15:15)	「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」 <b>【ファシリテーター】</b> ・今津 幸子 氏 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士) <b>【解説者】</b> ・原 昌登 氏 (成蹊大学法学部 教授) ・中辻 めぐみ 氏 (社会保険労務士法人 中村・中辻事務所 特定社会保険労務士・産業カウンセラー・衛生管理者) <b>【企業のご登壇者】</b> ・久保村 俊哉 氏 (株式会社セブン&アイ・ホールディングス 人権啓発センター シニアオフィサー) ・丹羽 健氏 (東日本旅客鉄道株式会社 サービス品質改革部 部長)

### 【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※本シンポジウムに関するご質問・お問い合わせは右記ホームページからお願いいたします。  
(申込締切：12月10日(火)正午まで)

## ■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

## ■お問合せ

愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 052(857)0312



「明るい職場応援団」



「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」  
(オンラインLIVE配信)

皆さんこんにちは。愛知労働局安全課の鈴木と申します。愛知労働基準協会及び会員の皆様方には、日頃より労働行政、特に労働災害防止にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今回は、労働者死傷病報告等の電子申請の義務化について、周知を兼ねてテーマとさせていただきます。

今までも、「e-Gov電子申請」サイトから、労働基準法・労働安全衛生法に基づく、各種届出等を、電子申請により行うことができましたが、2025年（令和7年）1月1日より、下記の安全衛生法に基づく届出等は、電子申請による手続きが義務化されることとなりました。（経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。）

### 電子申請が義務化される報告

- 労働者死傷病報告（令和7年1月1日より一部、様式が改正されます。）
- 総括安全衛生管理者 / 安全管理者 / 衛生管理者 / 産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請は、監督署の開庁時間にかかわらず届出が行えることや、郵送であれば、正副2部と返信用封筒を入れて監督署に郵送していたことに比べれば、大きなメリットがあるものと思います。

しかしながら、新たな手順等を一から手順化する必要があり、デジタル分野が苦手な方にとっては、用語を含め、踏み出せない心理状況にあるのではないかと思います。

特に、健康診断のように、定期的に報告が必要になるものであれば、電子申請へシフトするメリットがわかりやすいですが、労働者死傷病報告書となると、「次から電子にしようかな・・・」となってしまいかもかもしれません。

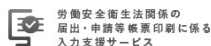
厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。ご利用いただくことでスムーズに申請できます。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

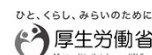
入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

電子申請へのご理解・ご協力をお願いいたします。

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は  
こちらから



文字サイズ 小 中 大



本サービスについて

サービス利用方法

よくあるご質問

お知らせ

アンケート

## 労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス

帳票作成メニューへ  
（電子申請を利用しない方はこちら）

帳票作成メニューへ  
（電子申請を利用する方はこちら）



「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」ホームページは左の二次元コードからもご確認いただけます。



# 男性の育児休業とその取り組みについて

アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏

前回（10月号）では、男性の育児休業の取り組みについての助成金を先にご紹介させていただきましたが、今月号では、具体的な実務対応・取り組みについて確認していきたいと思ひます。

男性の育児休業は、“まだまだウチの会社では・・・”という時代は過ぎ、今や各企業で避けて通れない、労務の取り組みの一つだと思ひます。まず大前提に確認しておきたいのは、女性の育児休業の制度と全く同じ仕組みを、男性が活用できるという点です。育児休業に“男性だから”“女性だから”といった区分けはありません。逆に確認したい点としては、“男性だけ”が活用できる育児休業制度があるという点です。

この制度は、令和4年10月の改正で施行されたもので、『産後パパ育休（出生時育児休業）』と言ひます。制度の内容は以下の通りです。【代表的な項目抜粋】

### <男性のみ利用可>

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育児休業とは別に取得可能	現行の育児休業制度 （R4.10.1～）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申出が必要）	分割して2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）

当然のことながら、男性だから育児休業を取得出来ないなどの取り扱ひは、育児介護休業法に定められている「不利益な取り扱ひの禁止」に該当しますので、法違反となります。

また、**令和7年4月1日から、前述から更に改正が予定されていて、常時雇用する労働者が300人を超える事業主においては、男性の育児休業取得率の公表が義務づけられます。**

実際、「どのように公表されているのか?」「同業他社は、どんな感じなのか?」「どのくらいの取得率なのか?」については、厚生労働省が運営する【両立支援の広場】（<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>）で簡単に検索できますので、各社の取り組みを参考にしてみてくださいはでしょうか?



(法改正リーフレット)

6月号で採用（人材確保）について記載させていただきましたが、人材確保については、各企業で様々な取り組みをされている事と思ひますが、今年7月に、厚生労働省が「イクメンプロジェクト」の一環として、「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」の結果を発表しています。その中でも興味深い内容が、『育休の就職活動に対する影響』についてです。

Q、「あなたが就職活動をするにあたって、企業の育休の取得状況は、どの程度あなたの企業選定に影響を与えていますか?」という問いについては、男性の63.3%が、就職活動で企業の育休取得情報を重視すると回答しています。

また、Q、「仮に男性の育休取得の実績がない企業があったとして、あなたは、その企業に就職したいと思ひますか?」という問いについては、男性の57.3%が、就職したくないという回答となっています。




(厚生労働省 記者会見発表資料)

（その他の調査結果は、右記二次元コードから確認できます）

男性の育児休業の実務としては、企業負担のある『社会保険料の免除制度』も活用できます。月例給与の社会保険料免除として、育児休業等の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除となる制度で、開始日の属する月と終了日の属する月が同一の場合は、終了日が同月の末日である場合だけでなく、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。また賞与の社会保険料免除については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除を受けることが可能になります。

このように、今や、若年層の採用・人材確保にとって男性育休の取り組みは必須の項目となり、企業イメージ・ブランドのPRの一つとして、厚生労働省の“くるみんマーク”の認定取得なども実務として取り組んでいきたいものです。



あさの たかゆき  
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之

2005年 アライツ社労士事務所設立。  
同年より、愛知労働局・適用指導員を務めた後、愛知県中小企業振興公社専門家登録員や名古屋市新事業支援センター専門家登録員を歴任。  
各商工会議所や経営者協会、愛知県労働講座の講師を務めている。現場第一主義で労働問題の解決をはじめ、幅広い労務相談を手掛ける。趣味はトリアスロン。



## 役員寄稿 【監事 橋本 敬文 氏】

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、監事の橋本敬文氏（三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所 所長代理）です。

三菱重工グループは、ものづくりとエンジニアリングのグローバルリーダーとして、民間航空、輸送、発電所、ガスタービン、機械、インフラから、防衛・宇宙システムにいたるまで、陸・海・空そして宇宙という幅広いフィールドをステージに事業展開し、1884年の創立以来、様々な社会課題に真摯に向き合いながら人々の暮らしを支えてきました。今後も社会課題の解決を通じて企業価値を向上させ中長期的に成長していくため、当社グループが取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）を特定していますが、この中からジェンダーダイバーシティの実現に向けた女性活躍推進に関する取組みをご紹介します。

### ■女性管理職の計画的な育成

組織の意思決定を担う管理職や経営層において、女性の比率を増やしジェンダーダイバーシティを確保することが重要であり、以下に取り組んでいます。

- ・女性役員数についての目標設定（2030年までに女性役員比率30%）
- ・昇格候補者の育成フォロー強化
- ・社外団体主催の女性管理職研修への派遣

### ■キャリアを中断させない仕組みづくり

当社グループで働く女性がキャリアアップしていくためには、育児・不妊治療・介護などによってキャリアが断絶しない仕組みを整えることが重要であり、以下に取り組んでいます。

- ・家庭と仕事の両立を支援する体制整備・強化  
（法定を上回る育児及び介護休業・勤務制度、不妊治療休業、ベビーシッター割引券の導入等）
- ・育児・介護セミナーの開催

### ■女性社員数の拡大

分母拡大は一般者層・管理職層・経営幹部層の全ての女性活躍の基盤となるものです。特に、日本の労働市場全体を通じて不足している女性技術者の分母拡大が重要であり、以下に取り組んでいます。

- ・女性採用強化（理系女子向けの工場見学、座談会、パンフレット作成）
- ・技術系採用における女性比率10%を継続して達成することを目標に活動
- ・MHIみらい奨学金（理系女性技術者育成支援金制度）

### ■風土醸成

女性活躍のためには働く女性本人へのアプローチのみならず、管理職や同僚など、周囲の理解・受容と支援が必要かつ重要であり、以下に取り組んでいます。

- ・管理職の意識改革（各種説明会、研修）
- ・社員全体の意識改革（社員インタビュー紹介などの情報発信）

#### 【略歴】

1994年三菱重工入社。本社人材開発グループ長、名古屋人事労政グループ長を経て、2022年名古屋航空宇宙システム製作所所長代理に就任、現在に至る。



## 中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>）または右の二次元コードからご確認ください。



## 治療と仕事の両立支援シンポジウムあいちを名古屋国際会議場で開催

当協会は、10月30日（水）、名古屋国際会議場レセプションホールにおいて、愛知労働局と共催で、県下14の地区労働基準協会の協力を得て、「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」を開催し、両立支援に関わる役員・管理職・担当者、保健師等（WEB参加を含む）約300名と、大変多くの方にご参加いただきました。

冒頭、当協会専務理事 和久井 秀則より挨拶後、愛知労働局 労働基準部長 高橋 嘉寿満 氏よりご挨拶と愛知労働局の取組状況等について報告いただきました。



愛知労働局  
労働基準部長 高橋氏



三菱重工業(株) 産業医 石川氏

次に、特別講演として、三菱重工業株式会社 名古屋健康管理グループ 産業医 石川 浩二 氏より「両立支援において企業がすべきこと、配慮すべきこと～安全配慮義務と合理的配慮も含めて～」と題し、治療と仕事の両立支援ガイドライン制定後の状況、企業視点からの安全配慮義務、病気を原因とする障害への合理的配慮、両立支援における主治医との連携などの4点を中心に、ご説明いただきました。



トヨタ自動車(株) 松浦氏

引き続き、事例発表として、トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 総括室 主幹 松浦 清恵 氏より「治療と仕事の両立支援体制の整備について～ある従業員の声から立ち上がった“あるチームの奮戦記”～」と題し、ひとりの従業員が発した声をきっかけにチームを結成しチームメンバーの頑張りやで制度導入に至った取組等について、また、当協会 理事総務部長 小林 元也 氏より「中小企業における制度導入の手順等について～ガイドライン・支援機関の力を借りて導入しました～」と題し、限られた人員と時間の中でガイドライン・支援機関の力を最大限に活用して制度導入に至った取組等について、それぞれご説明いただきました。

最後に、愛知労働局 労働基準部 健康課長 藻谷 岳志 氏をコーディネーターに、特別講演・事例発表いただいた石川 浩二 氏、松浦 清恵 氏、小林 元也 氏に、事例発表の2社で制度導入を支援された愛知産業保健総合支援センター 産業保健専門職（保健師）の早川 明子 氏を加えた4名をパネリストとして、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、特別講演・事例発表の振り返りに伴う質疑応答、導入企業のメリットと両立支援の方策やその取組等の紹介、メンタルヘルス不調者に対する両立支援への取組等について、行政・産業医・企業・支援機関がそれぞれの立場を交えながら意見交換等を行い、大変盛況の中、終了しました。



愛知労働局 健康課長 藻谷氏



会場の様子

## 自律的な化学物質管理の進め方について（第2回基礎編） ～化学物質管理者の職務について理解しよう！～を名古屋国際会議場で開催

愛知健康安全交流会

当協会の愛知健康安全交流会は、11月6日（水）、名古屋国際会議場 会議室（141・142）において、第1回基礎編に続いて第2回基礎編として、会場参加（WEB同時配信）により「自律的な化学物質管理の進め方について～化学物質管理者の職務について理解しよう！～基礎編」を開催し、企業の安全衛生担当者や管理者等約200名が受講されました。

第1回基礎編と同じく、講師の労働安全衛生コンサルタント 宮崎 剛匡 氏（宮崎労働安全衛生コンサルタント事務所 代表）より講演が行われ、今回はリスクアセスメントの実践事例を示し、①化学物質とは何か？、②リスクアセスメントの実施（クリエイティブと各評価手法の違い）、③リスクアセスメント結果によるばく露防止措置の実施、④リスクアセスメント結果による爆発・火災防止措置の実施、⑤リスクアセスメント結果のデータ作成・管理・周知、⑥リスクアセスメントの実践事例について、わかりやすく解説がありました。

最後に、質疑応答の際には、会場受講者からリスクアセスメント結果の管理の進め方について、実務に即した質問があり、閉講後も複数の受講者から個別の相談が行われ、関心の高さがうかがわれました。



宮崎労働安全衛生コンサルタント  
事務所 宮崎氏



講演の状況

今回は、12月20日（金）午後、名古屋国際会議場 会議室（431・432）において、第2回応用編を開催します。

## 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡崎市シビックセンターで開催

当協会は、11月6日（水）、岡崎市シビックセンター コンサートホール コロネットにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、ゲー・チョコキ・パー3択式労働クイズ、労働小話を交えながら、また、途中でリフレッシュ体操を取り入れながら、分かりやすく解説しました。



第三次産業部会長 南部 氏



岡崎労働基準監督署長 相部 氏

豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーのはじめに、岡崎労働基準協会 第三次産業部会長 南部 淳 氏より開催の挨拶をいただき、次にご後援をいただいています愛知労働局 岡崎労働基準監督署長 相部 明浩 氏より、ご挨拶および最低賃金改定等の最近の労働基準行政の動向について、説明がありました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

### ◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

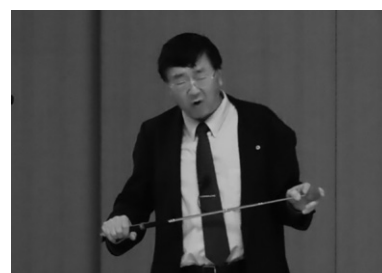
講師：一般社団法人 名北労働基準協会  
副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

### ◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会  
理事・事務局長 石田 和彦 氏

### ◆労働基準法の概要 / 今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬 氏



講師 石田 氏



労働クイズ中！



体操でリフレッシュ中！

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は、12月3日（火）、西尾コンベンションホールで開催されます。以降は、来年2月10日（スカイワードあさひ）、同3月12日（岡谷鋼機名古屋公会堂）で開催されます。

## 新春懇談会開催のご案内

当協会は新春懇談会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には12月中旬頃にご案内状をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

- (1) 日時 2025年1月20日（月） 15時30分～18時30分
- (2) 場所 名古屋クラウンホテル 5F 鶴の間（名古屋市中区栄1-8-33）
- (3) 次第
  - ①挨拶（15時30分～16時00分）  
公益社団法人愛知労働基準協会 会長 山崎 聡志  
愛知労働局 局長 小林 洋子 氏
  - ②新春講演会（16時00分～17時00分）  
テーマ「愛知県で発生する大規模地震と会社と家族を守る実践防災」  
災害リスク評価研究所 代表（災害リスクアドバイザー） 松島 康生 氏
  - ③意見交換会（懇親会）（17時15分～18時30分）  
・会場：名古屋クラウンホテル6F 絨の間  
・参加費：無料 ＊2人目以降は有料

## 第68回理事会 開催報告

当協会は、11月18日（月）にザ・コンダーハウス 4階 ザ ダイニングルームにおいて、標記理事会を開催しました。議案として「2024年度事業計画および収支予算の変更」、「会員入会」を上程し、議案が可決されました。

また、併せて「上期（4～9月）の事業および収支状況」、「上期の代表理事および業務執行理事の職務執行状況」および「会員任意退会」などについて報告しました。

## 産業保健フォーラムinあいち2024 開催報告

愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知産業保健総合支援センター、愛知健康安全交流会及び当協会は、11月19日（木）、ウインクあいち（愛知県産業労働センター）小ホール1において、産業保健フォーラムinあいち2024を会場参加及びライブ配信により開催しました。

冒頭、主催者を代表し、愛知労働局労働基準部長（高橋 嘉寿満 氏）から開催に当たって挨拶があり、労働者の健康確保と健康保持増進のために、その総合的対策として、基本的な考え方や対策を踏まえた取組等の説明がありました。

続いて、一つ目の事例報告では、トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 産業医学G グループ長/産業医 山本 直樹 氏より、「職場が主体的に取り組める医学的エビデンスに基づいた健康増進活動 ～チャレンジ8の活動と成果、今後の展開～」と題して説明がありました。

次に二つ目の事例報告では、株式会社FTS TQM本部 安全健康・防火推進室 保健師 塚田 梨沙 氏より、「健康経営の取組み紹介と今後の方向性」と題して説明がありました。



高橋労働基準部長



事例報告する山本氏



事例報告する塚田氏



シンポジウムの状況（その1）



シンポジウムの状況（その2）

最後のパネルディスカッションでは、愛知労働局労働基準部健康課長（藻谷 岳志 氏）をコーディネーター、山本氏及び塚田氏をパネリストとして「更なる健康へ～ゴールと戦略」をテーマに、活発な意見が交わされました。

## 産業保健ラウンドテーブル 開催報告

当協会の内部組織である愛知健康安全交流会は、愛知労働局と共催により、11月19日（木）、ウインクあいち（愛知県産業労働センター）小ホール2において、保健師や衛生管理者等の産業保健関係者による座談会を開催しました。

冒頭、主催者を代表し、当協会専務理事 和久井 秀則 より、開催に当たってラウンドテーブルの趣旨等について挨拶を行いました。

続いて、意見・情報交換の時間では、参加者が8班（各6名編成）に分かれて、各人が持ち寄った相談したいことや話を聞きたいこと等について、自由に意見交換を行いました。

最後に、同日、小ホール1で行われていました「産業保健フォーラムinあいち2024」に事例発表者として登壇されましたトヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 産業医学G グループ長/産業医 山本 直樹 氏と株式会社FTS TQM本部 安全健康・防火推進室 保健師 塚田 梨沙 氏に、各班を超えたフリートークタイムにご参加いただき、貴重な助言等をいただくことができました。



挨拶する和久井専務理事



会場の様子

## 「第83回 全国産業安全衛生大会 2024 in 広島」が開催されました

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会「協力」、当協会をはじめとした各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記大会が、11月13日（水）～15日（金）に広島市で開催されました。国内最大の安全衛生大会として、全国各地から7,000名を越す多くの方が参加されました。本年度は複数の会場（広島県立総合体育館および広島国際会議場、広島市文化交流会館、JMSアステールプラザ）にて開催され、現地プログラムとは別のオンライン限定配信プログラムなどもあわせ、総数200を超える研究発表、講演、パネルディスカッション等が行われました。



初日に行われた総合集会の開会式では、中災防の副会長を務める当協会会長の山崎聡志が、「協力」、「協賛」および「後援」の関係官公庁や団体に謝意を表するとともに、「全国の企業や団体などが安全衛生の取り組みについての事例発表等をはじめ、『化学物質の自律的管理』をテーマとしたパネルディスカッションや、官民協働で取り組む『病気の治療と仕事の両立支援』に関するプログラム、そして、転倒災害防止対策に取り組む、広島県や岡山県の各労働局による活動を特別報告として紹介し、さらに産業保健の専門家と、企業の管理者が、それぞれの立場から、心理的安全性の高い職場について語る鼎談など豊富な情報を提供します。伝統を受け継ぎながら、新たな工夫を重ねるこの大会を、安全かつ健康で、しかも快適な職場づくり、このための知恵を、皆で学んで、さらに高め合える機会として、ご活用いただきたい。」と開会の辞を述べました。



山崎副会長（当協会会長）

その後、十倉雅和 中災防会長（日本経済団体連合会会長）による大会式辞（ビデオ）、厚生労働大臣（代読）、スポーツ庁長官（ビデオ）、広島県知事（代読）、広島市長（代読）によるご祝辞、開催地の吉永浩之公益社団法人広島県労働基準協会会長によるご挨拶がありました。

中災防会長賞、顕功賞および緑十字賞の表彰式をはさんで、秦 章夫副会長（大阪労働基準連合会会長）が大会宣言を朗読し、参加者の満場一致で採択されました。大会宣言は以下のとおり。

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少しており、昨年の全産業における死亡者数は過去最少となった。しかし、休業四日以上死傷災害については、第三次産業を中心に増加し続けており、昨年は約十三万五千人にのぼっている。その社会的・経済的損失は膨大なものである。

少子高齢化、人口減少社会が進み、人手不足の課題がますます顕著になる中で、高齢者や女性など多様な人材が安心して働くことができる環境を整えていくことが求められている。そのような中で、転倒などの行動災害やメンタルヘルス不調の増加、働き方の多様化がもたらす影響を注視していく必要がある。

そして、将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸課題を克服していくためには、AIをはじめとするデジタル技術を産業現場に柔軟に取り入れ、複雑化する就労環境と価値観の多様化に対応することが必要となる。また、本年4月に全面施行された化学物質の自律的管理に関する取り組みは、その浸透はまだまだ道半ばであり、すべての事業場で継続的に行われるべき課題である。

労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。そのために、国、事業者、労働者等全ての関係者が、第十四次労働災害防止計画に掲げられた重点事項を確実に実施することが重要である。

本大会は、企業の、さらには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集の下、最新の情報を共有し、学び、交流する「知恵の貸し借り」の場である。ここ広島の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、関係者が一丸となって取り組むことを誓う。

第2部では、厚生労働省労働基準局安全衛生部長 井内 努 氏による講演「労働安全衛生行政の動向」、Deportare Partners 代表/元陸上選手の為末 大 氏による特別講演「熟達しつづけるために」が行われました。

2日目・3日目は3会場に分かれ、シンポジウムをはじめ、多数の講演、対談、研究発表、特別・事例報告、パネルディスカッションなどが行われました。



厚生労働省労働基準局安全衛生部長 井内 努 氏



Deportare Partners 代表 為末 大 氏



また、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの展示展「緑十字展2024-働く人の安心づくりフェア in 広島-」（広島県立広島産業会館）も同時に開催され、3日間で述べ14,754名が来場されました。

## 令和6年度緑十字賞 受賞者紹介

前記大会において、当協会が推薦した2名（全体では77名・3件）の方が「長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる。」として、「令和6年度緑十字賞」を受賞されました。

### 【産業安全】

- 久保 卓也 様（三菱重工サーマルシステムズ株式会社 総務部 安全保安グループ グループ長）
- 新田 英紀 様（日本車輛製造株式会社 人事部 採用・教育グループ 職業訓練校 主査）

## 第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会は大阪で開催します



第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会は、大阪府大阪市（インテックス大阪・A T Cホール）で9月10日（水）から12日（金）までの3日間開催します。現在、中央労働災害防止協会では本大会での研究（事例）発表を令和7年1月6日（月）まで募集していますので、ふるってご応募ください。

詳細は、中央労働災害防止協会ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/taikai/2025/index.html>）または右の二次元コードからご確認ください。



第84回

# 全国産業安全衛生大会

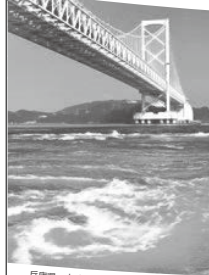
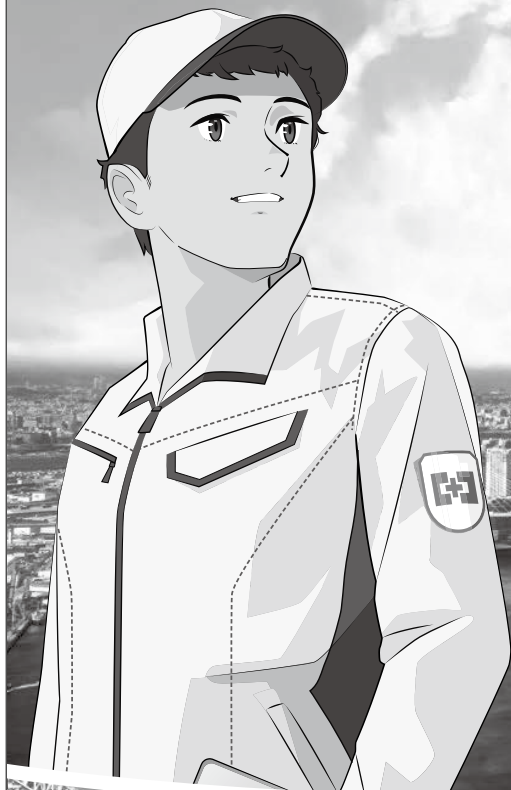
## 近畿 IN 大阪

Osaka

Kinki

大会テーマ

共に築こう 安全・健康一人ひとりが輝く未来



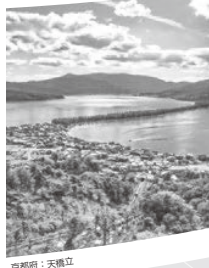
兵庫県：大瀬門橋



和歌山県：北部臨海工業地帯



奈良県：みたらい深谷



京都府：天龍江



滋賀県：琵琶湖



大阪府：大阪港とオフィス街



開催期間

令和7年

9月10日水 12日金

会場

インテックス大阪・ATCホール  
(大阪府大阪市)

同時開催

緑十字展2025 インテックス大阪

### 研究〔事例〕発表 募集中!

応募締切日 ▶ 令和7年1月6日(月)

中災防HPで募集要項をよくご確認の上、  
専用の応募フォームからご応募ください。  
<https://www.jisha.or.jp/taikai/2025/>



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課

TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/taikai/2025/>

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人大阪労働基準連合会・近畿ブロック各労働基準連合会(県協会)

協賛：各都道府県労働基準連合会(県協会)ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

## JISHA 中災防

Japan Industrial Safety & Health Association



# 技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場		
フォークリフト運転 (31Hコース) 技能講習	12月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	NSB東海	6.9.10	NSB東海	8.15.22	トヨタL&F北名古屋
		10	NSB東海	11.12.13	NSB東海	16.17.18	NSB東海		
	1月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	14.15.16	NSB東海	12.19.26	水谷運輸倉庫
		16	NSB東海	17.20.21	NSB東海	22.23.24	NSB東海		
		20	とよはし産業人材センター	21.22.23	とよはし産業人材センター				
	2月	31	ポーラ名古屋ビル	2/3.4.5	NSB東海	2/6.7.10	NSB東海	2/9.16.23	水谷運輸倉庫
		7	トヨタ教育センター	8.9.10	トヨタ教育センター	15.16.17	トヨタ教育センター		
		12	NSB東海	13.14.17	NSB東海	18.19.20	NSB東海		

講習会	会場	12月	1月	2月	
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	11	8		
	(実) トヨタ教育センター	14	11		
	(学) ポーラ名古屋ビル			14	
	(実) 愛知製鋼㈱			18	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 17.18 (学) 14.15 (学) 4.5	(学) 14.15 (学) 6or7	(学) 4.5	
		(実) 19or20 (実) 16or17 (実) 6or7	(学) 23.24 (学) 27.28 (学) 18.19	(学) 18.19	
		(実) 25or26 (実) 29or30 (実) 20or21	(学) 25.26 (学) 27or28	(学) 25.26 (学) 27or28	
			(実) 27or28	(実) 27or28	
	とよはし産業人材教育センター	(学) 10.11 (学) 12or13			
	アイブラザ半田			(学) 13.14 (学) 17or18	
	江南市民文化会館	(学) 4.5 (実) 12or13			
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6 16.17 3.4	11.12 27.28 20.21	23.24 25.26
		とよはし産業人材教育センター		29.30	
トヨタ教育センター			20.21		
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8 14.15 4.5	17.18 21.22 10.11	17.18	
	トヨタ教育センター			13.14	
	とよはし産業人材教育センター	3.4	17.18		
	アイブラザ半田	12.13			
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	9.10	12.13		
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4 29.30 27.28			
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4 23.24			
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3 9.10 6.7			
		5.6			
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			11.12	
ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 日本会議室名古屋伏見			17	
	(実) ポリテクセンター			18.19.20.21 25.26.27.28	

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	12/7. 8 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	12/9. 10. 11 トヨタL&F白金オフィス
ガス溶接外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	2/14.15 ポーラ名古屋ビル
	実技【1日】	2/16 大同特殊鋼㈱

講習会	会場	12月	1月	2月
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG	16.17	20.21	
	(実) SDG	18or19	22or23	
テルゲトリター糊塗刷【新実技】	アイシン教育センター	9	9	3
	自由研削といし磨削減速【新実技1日】	ポーラ名古屋ビル	16	20
機械研削といし 取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター			19 20or21
	(学) ポーラ名古屋ビル	9.10	27.28	17.18
産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日実技1日】	(実) 三菱電機	11or12or13	29or30or31	19or20or21
	(学) トヨタ教育センター	12.13		
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			17
		ダイオキシシン【学科1日】	9	
石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		31	
		低圧電気 【学科1日実技1日】	(学) 12 (学) 14 (学) 13 (学) 25 (実) 13 (実) 15 (実) 14 (実) 26	
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	4	31	10 19
		安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6
安全管理者選任時【学科2日】	市民会館	3.4		
		局所排気装置等 自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	16.17 20.21
マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	10		7
		石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	23.24 9.10
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	13		
		衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	10.11.12.13
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		21.22.23.24	

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	12月	1月	2月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	3 西尾コンベンション ホール		10 スカイワード あさひ
化学物質セミナー(基礎・応用)	20 名古屋国際会議場 (応用編)		
技能実習制度に替わる新たな育成就労制度を学ぶ セミナー	12 名古屋国際会議場		
最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー			27 中白ホール& カンファレンス

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。